

佐賀県告示第 157 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功^{しゅん}を認可した。

平成 25 年 4 月 16 日

伊万里港港湾管理者の長

佐賀県知事 古 川 康

- 1 竣功認可の年月日 平成 25 年 4 月 3 日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 佐賀県
 - (2) 住所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
 - (3) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康

3 埋立区域

(1) 位置

伊万里市黒川町大字塩屋字七ツ島 5 番 13、5 番 48 から 5 番 50 まで及び
5 番 108 の地先公有水面

(2) 区域

ア 1 - 2 工区

次の の地点から の地点までを順次直線で結んだ線、 の地点と
の地点とを直線で結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線
によって囲まれた区域

の地点 国土地理院七ツ島三等三角点(北緯 33 度 19 分 44.47 秒、東経
129 度 50 分 2.61 秒)から 29 度 30 分 48 秒 1,428.06 メートルの地点

の地点 の地点から 334 度 28 分 00 秒 49.802 メートルの地点

の地点 の地点から 244 度 28 分 00 秒 36.024 メートルの地点

の地点 の地点から 154 度 28 分 00 秒 49.814 メートルの地点

イ 2工区

次の の地点と の地点とを直線で結んだ線及び の地点から の地点までを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

の地点 国土地理院七ツ島三等三角点（北緯 33 度 19 分 44.47 秒、東経 129 度 50 分 2.61 秒）から 28 度 39 分 40 秒 1,398.77 メートルの地点

の地点 の地点から 334 度 28 分 00 秒 30.006 メートルの地点

の地点 の地点から 244 度 28 分 00 秒 256.023 メートルの地点

の地点 の地点から 154 度 28 分 00 秒 27.044 メートルの地点

の地点 の地点から 244 度 28 分 00 秒 4.001 メートルの地点

の地点 の地点から 154 度 28 分 00 秒 2.900 メートルの地点

(3) 面積

1 - 2 工区 1,792.60 平方メートル

2 工区 7,691.54 平方メートル

4 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成 5 年 7 月 20 日

(2) 番号 佐賀県指令 5 港第 20 号

5 公有水面埋立法第 22 条第 3 項に規定する市町村名

伊万里市